

航空自衛隊襟裳分屯基地及びその周辺おおむね1,000メートル以内でのドローンやラジコンヘリなどの使用は、法律により禁止されています。



ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE

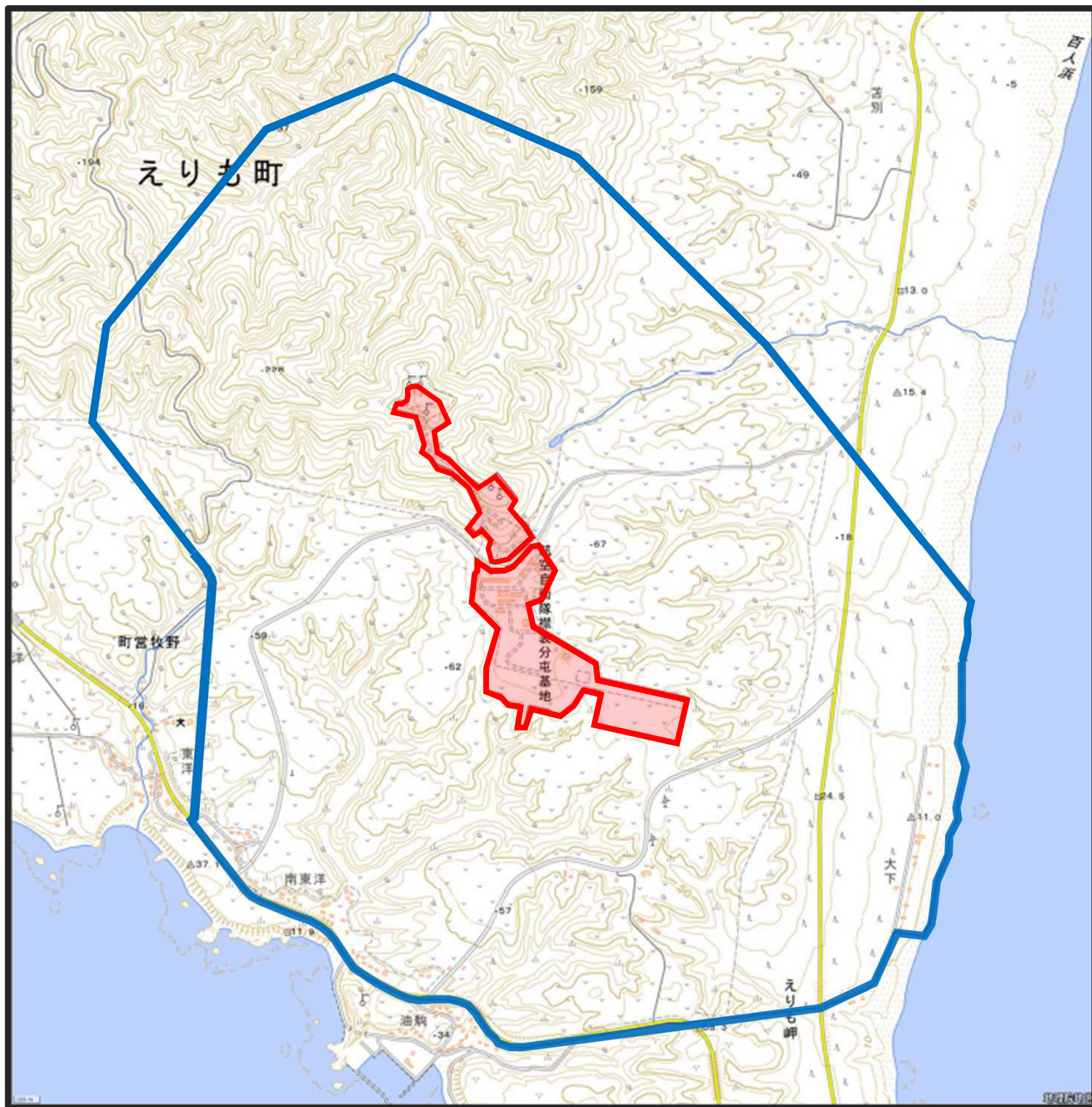
航空自衛隊襟裳分屯基地は、令和3年12月30日から「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」の対象防衛関係施設として指定されており、令和8年7月14日から同法律の改正により、対象施設及びその周辺おおむね1,000メートルの上空でドローン等の飛行が原則禁止されております。

飛行をさせる場合は、対象施設管理者等の同意を得るなどして飛行の48時間前までに浦河警察署を通じて北海道公安委員会に事前通報する必要があります。



北海道警察
札幌方面浦河警察署

航空自衛隊襟裳分屯基地周辺地域



出典：地理院地図

上の図面にある **■** 内が航空自衛隊襟裳分屯基地の敷地・区域内で **■** 内が周辺おおむね1,000メートル以内のエリアとなります。

上記エリア周辺は、えりも岬灯台や百人浜など観光名所としても有名な場所が所在しますが、同エリア内はドローン等の飛行禁止エリアとなり、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に抵触した場合、検挙に至る場合があります。

罰 則

- ① **■** の上空においてドローン等を飛行させた場合
- ② **■** の上空においてドローン等を飛行させ、かつ、警察官等からの命令（ドローン等の退去を命ずること）に違反した場合は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- ③ **■** の上空においてドローン等を飛行させた場合は、六ヶ月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金とされています。